

第 3 回

「障害のある人もない人も共に生きる 鹿児島づくり条例（仮称）」検討委員会

会 次 第

日時：平成25年11月25日（月）

午後2時～午後4時

場所：鹿児島県社会福祉センター
7階大会議室

1 開 会

2 報 告

関係団体との意見交換概要

3 協 議

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」
について

(1) 素案について

(2) 名称について

4 その他

5 部長あいさつ

6 閉 会

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例(仮称)」検討委員会座席表



(出入口)

事務局

記者席

委員長席

松田委員 ○

吉田委員 ○

横溝委員 ○

山科委員 ○

前田委員 ○

藤原委員 ○

原田委員 ○

○ 秋元委員

○ 今村委員

○ 江之口委員

○ 久木元委員

○ 岩崎委員

介助者○

○ 手話通訳

○ 十島委員

○ 玉川委員

○ 末吉委員

○ 澤田委員

傍聴席



(出入口)

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例（仮称）」検討委員会委員名簿

（平成25年4月1日現在）

| 所 属 等 | 氏 名 |
|--------------------------|-----------|
| 鹿児島県中小企業団体中央会副会長 | 秋 元 耕 一 郎 |
| 医療法人公盡会出水病院院長 | 今 村 圭 介 |
| 鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会会長 | 岩 崎 義 治 |
| 肝属地区障がい者総合相談支援センター代表 | 江 之 口 博 行 |
| 社会福祉法人常盤会理事長 | 久 木 元 司 |
| 公募委員 | 澤 田 利 江 |
| 鹿児島労働局職業安定部職業対策課長 | 末 吉 克 朗 |
| セイカ食品株式会社代表取締役社長 | 玉 川 浩 一 郎 |
| 鹿児島県手をつなぐ育成会理事 | 十 島 真 理 |
| 鹿児島県医師会常任理事 | 林 芳 郎 |
| 社会福祉法人そてつ会障害者支援施設竹山苑苑長 | 原 田 啓 介 |
| 鹿児島大学教育学部教授 | 肥 後 祥 治 |
| NPO 法人やどかりサポート鹿児島相談支援専門員 | 藤 原 奈 美 |
| 鹿児島県身体障害者福祉協会企画課長 | 前 田 究 |
| 弁護士 | 前 田 圭 子 |
| 社会福祉法人たちばな会理事長 | 松 下 兼 介 |
| 鹿児島県保健福祉部長 | 松 田 典 久 |
| かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会会長 | 宮 路 祐 二 |
| 鹿児島県人権擁護委員連合会会長 | 山 科 千 恵 子 |
| 公募委員 | 横 溝 和 恵 |
| 鹿児島県自閉症協会会長 | 吉 田 光 一 |

（21名，50音順）

条例枠組み（案）に関する障害当事者・家族団体及び教育，福祉，商工等関係団体との意見交換概要

H25. 11. 20現在

1 意見交換実施概要

(1) 障害当事者・家族団体

- ・ 団体数 16団体
- ・ 意見交換時間 16時間30分
- ・ 意見交換者数 63名

(2) 事業者団体

- ・ 団体数 24団体
- ・ 意見交換時間 17時間40分
- ・ 意見交換者数 53名

(3) 合計

- ・ 団体数 40団体
- ・ 意見交換時間 34時間10分
- ・ 意見交換者数 116名

2 意見概要

No1

| 項 目 | 意 見 内 容 |
|------|---|
| 条例全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は，障害者差別解消法の内容に上乘せ，横出しして，県の実情に合わせた内容としていただきたい。 ・ 条例の制定に当たっては，様々な団体，地域からの意見を反映していただきたい。 ・ バリアフリー化について何らかの整備目標が課されないのであれば，条例枠組み（案）に対して異議はない。 ・ 実効性のある条例を作っていただきたい。 ・ 条例の趣旨は理解できるが，施行後新たな課題が生じないか不安がある。 |
| 条例名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の名称については，仮称のままでよい。 ・ 仮称は対象者が曖昧であることから，障害者の差別解消を目的としていることを認識できる名称がよい。 |
| 前文 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文は抽象的でなく，障害者の思いを反映していただきたい。 |
| 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念に規定予定の「個人の尊厳の尊重」は，生活の基本事項に関わる障害を有する者にとっては特に重要。 |

| 項 目 | 意 見 内 容 |
|----------|--|
| 合理的配慮の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と整合性を図る必要がある。 ・ 合理的配慮の提供，特に金銭的負担を伴うものについては，対応が難しい。 ・ バリアフリー化にはコストが必要であり，最終的には利用者の使用料に反映される。 ・ 過大な投資が必要となるような内容は避けていただきたい。 ・ 合理的配慮の提供について，どの程度まで提供しなければならないのか具体例があると理解しやすい。 ・ 合理的配慮の提供について，少数しかいない障害者へ合理的配慮を提供することが，ときには他の障害者や健常者の権利と対立することがあるのではないか。 |
| 差別の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待同様，差別の基準の設定が難しい。 ・ 差別の基準で規定している事項は，常識の範囲内。 ・ 障害者の内心に応じて，差別か否かを決めると，健常者が障害者との接触を敬遠することが懸念される。 ・ 「正当な理由」に該当する事項の判断が難しい。 ・ 差別は個人の価値観にも根ざすものであるので，基準があると判断の目安となる。 ・ 福祉サービスや医療分野に係る差別の基準の，障害者の意思に反する入所や入院の強制に係る規定については，現状に対応した規定とすべき。 ・ 差別の基準「医療」について，「障害のある人の意思に反する」という文言は誤解を招く表現であるので，変更していただきたい。 ・ 差別の基準「公共的施設」は，公的機関が所有管理する施設と解されることから，民間施設も含める場合は，文言を変更すべき。 |
| 相談体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・紛争解決体制を整備していただきたい。 ・ 既存の相談機関に対する研修を実施していただきたい。 ・ 市町村によって相談体制に格差があるので，市町村に対して相談体制を整備するよう促していただきたい。 ・ あらゆる障害種別に対応できる相談体制を整備していただきたい。 ・ 家族会を相談機関の1つとして規定していただきたい。 ・ （手話通訳士等）障害者の意思疎通を援助する体制が必要。 ・ 障害者団体に相談があった場合，県に情報を伝達する程度のことはできるが，事業者等との調整を行うことは難しい。 |

| 項 目 | 意 見 内 容 |
|--------|---|
| 相談体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員について、資格の有無だけでなく、経験や相談スキルなども考慮して採用していただきたい。また、相談員を長期間雇用して、スキルが身につくようにしていただきたい。 ・ 市町村では障害特性に応じた相談対応が難しいため、障害者団体に相談が集中することが想定される。 ・ 相談員及び紛争解決機関は、事業者からの相談にも対応していただきたい。 ・ 差別の基準の9分野に関連する行政機関に、本条例の担当窓口を設置していただきたい。 |
| 紛争解決体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決制度があると、条例の実効性が増す。 ・ 紛争解決制度について、法務局が運用している人権救済制度や労働局の労働相談との関係を整理すべき。 ・ 県障害者差別解消支援協議会の委員として団体からも選定していただきたい。 |
| 調査・研究 | <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような行為が差別に該当するか理解しやすいよう、事例を収集し公開していただきたい。 ・ 協議会において、収集した差別事例について審議した内容を、その審議過程も含めて公開していただきたい。 ・ 事例集は、イラストなどを使って分かりやすい内容にしていきたい。 |
| 広報啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定前に、タウンミーティング等を開催していただきたい。 ・ 差別は個人の内心に関わることであるので、県民に対する啓発をしっかりとっていただきたい。 ・ 障害について理解のない人に対して、条例の趣旨を浸透させる方策を条例に規定していただきたい。 ・ 障害を理由とする差別に関する相談が、相談機関に多く寄せられるよう、障害者に対する広報啓発を充実していただきたい。 ・ 企業経営者に対する啓発活動もお願いしたい。 ・ 条例用に作成する広報啓発資料は、知的障害者の方が理解できるよう作成していただきたい。 ・ ポスターやチラシを配布することだけが普及啓発ではない。 ・ 障害者に対する理解を深めるために、学校教育において障害者差別について、取り上げるよう促していただきたい。 |
| 罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則を定めると、事業を実施する上で萎縮する。 ・ 本県条例では秘密保持に係る罰則を定めることとしていないが、他県では定めているので、施行後場合によっては、定めることを検討すべきではないか。 |

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」

1 前文

| 項目 | 条例素案 | 参考 |
|----|---|---|
| | <p>全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、全ての県民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれる。</p> <p>しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活及び社会生活の様々な場において、障害を理由とする不利益な取扱いや、様々な社会的障壁による制約に直面している。</p> <p>本県においては、高齢化の進行等とともに、年々障害のある人の数が増加する傾向にあり、また、離島においては、福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、幼児期から障害のある人となり人とが交流する機会を設けるなどして、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育むことにより、県民の障害に対する理解を深め、障害のある人に対する差別の解消を推進しなければならない。</p> <p>ここに、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、この条例を制定する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法第1条 ・ 平成24年8月実施の障害者アンケート結果等 ・ 平成25年3月策定障害者計画等 ・ 意見交換会で離島の状況について規定するよう要望があったことも踏まえ規定。 ・ 意見交換会等で幼少期からの障害福祉教育が県民の意識啓発に効果的との意見も踏まえ規定。 |

2 総則

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|--------|---|---|
| 1 目的 | <p>この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。</p> | |
| 2 定義 | <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> | <p>・ 障害者差別解消法第2条第1号及び2号</p> |
| 3 基本理念 | <p>障害を理由とする差別の解消に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。</p> <p>(2) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> | <p>・ 意見交換会で「個人としての尊厳の尊重」について規定するよう要望があったことも踏まえ規定。</p> <p>・ 障害者基本法第3条第1号</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|-----------|---|---|
| 3 基本理念 | <p>(3) 全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p> <p>(4) 障害のある人に対する差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなく、障害のない人も含めた全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。</p> | <p>・障害者基本法第3条第2号</p> <p>・意見交換会等で障害を理由とする差別は個人の内心に関わるものであり、障害や障害のある人に対する県民の理解を深めることが差別の解消に不可欠との意見も踏まえ規定。</p> |
| 4 県の責務 | <p>県は、項目3に定める基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策（以下「障害者差別解消施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> | |
| 5 市町村への要請 | <p>市町村は、地域の実情に応じて、障害を理由とする差別の解消の推進に関して、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。</p> | <p>・障害者差別解消法第3条</p> |
| 6 県民の責務 | <p>1 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県が実施する障害者差別解消施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁となっている事項について県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。</p> | <p>・意見交換会で、障害のある人が、自らの障害特性等について伝えることが県民の普及啓発に効果的との意見も踏まえ規定。</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|-------------|---|---|
| 7 市町村に対する支援 | 県は、障害者に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害を理由とする差別の解消に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 | ・障害者総合支援法第2条第1項等で、市町村は障害のある人の福祉に関し重要な役割を担っているほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱も行っている。 |
| 8 財政上の措置 | 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 | |

3 障害のある人に対する差別の禁止

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|-----------------------------------|--|---|
| 9 障害を理由とする差別の禁止 | <p>1 項目10から項目17までに定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> | <p>・障害者基本法第4条第1項</p> <p>・意見交換会等で差別の基準があると判断の目安になるとの意見も踏まえ規定。</p> <p>・障害者基本法第4条第2項</p> |
| 10 福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | 1 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。 | <p>・指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第11条</p> <p>・指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|--------------------------------------|---|---|
| 10 福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | 2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の置かれている環境、心身の状況及び福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。 | |
| 11 医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | <p>1 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。</p> | <p>・医師法第19条， 歯科医師法第19条</p> <p>・精神保健福祉法第29条， 第29条の2， 第33条， 第33条の4， 心神喪失者等医療観察法第34条， 第42条， 第43条</p> |
| 12 商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売若しくは役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売又は役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。 | ・電気通信事業法第25条， 電気事業法第18条， 水道法第15条， ガス事業法第16条， 旅館業法第5条 |
| 13 労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | 1 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。 | <p>・障害者雇用促進法一部改正法（平成25年法律第46号）第34条</p> <p>・労働基準法第3条</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|--------------------------------|---|---|
| 13 労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | <p>2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇 (3) 昇進、降格、配置転換、休職及び復職 (4) 教育訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。</p> <p>3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。</p> | <p>・障害者雇用促進法一部改正法（平成25年法律第46号）第35条</p> |
| 14 教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | <p>1 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定してはならない。</p> | <p>・教育基本法第4条 ・障害者基本法第16条第1項</p> <p>・学校教育法施行令第18条の2 ・障害者基本法第16条第2項</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|--|--|---|
| 15 公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | <p>1 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備（以下「公共的施設」という。）の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、障害のある人がその公共的施設を利用する場合において、公共的施設の構造上又は安全上やむを得ない場合その他正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人がその管理する旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第7号に規定する車両等をいう。）を利用する場合において、旅客施設又は車両等の構造上若しくは安全上やむを得ない場合、その他正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> | <p>・自動車ターミナル法第9条</p> <p>・鉄道営業法第6条，道路運送法第13条，海上運送法第12条，13条</p> |
| 16 不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | <p>不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> | |
| 17 情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止 | <p>不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、情報の提供又は受領を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> | |

4 障害のある人に対する差別をなくすための施策

| 項目 | 条例素案 | 参考 |
|------------------------|---|---|
| 18 相談への対応 | <p>1 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。</p> <p>2 県は、前項の相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。</p> <p>(2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(3) 関係行政機関への通告，通報その他の通知を行うこと。</p> | <p>・意見交換会等で相談・紛争解決体制の整備に係る要望があったことも踏まえて規定。</p> |
| 19 相談員の配置 | <p>1 知事は、項目18の2項に掲げる業務を行わせるため、障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうちから、相談員を委嘱することができる。</p> <p>2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。</p> | <p>・意見交換会等で、経験や幅広い知識を有する相談員の配置に係る要望があったことも踏まえて規定。</p> <p>・千葉県の体制 広域専門相談員 16名</p> <p>・熊本県の体制 広域専門相談員 4名</p> <p>・県個人情報保護条例第7条</p> |
| 20 鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置 | <p>1 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、あっせんを行うこと。</p> <p>(2) 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。</p> | <p>・障害者差別解消法第17条</p> <p>・相談内容及び対応方法を分析し、差別の解消に資する方策を検討することを想定。</p> <p>・意見交換会等では、相談事例の分析等による、障害を理由とする差別の基準の明確化に係る要望があった。</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|------------------------|---|---|
| 20 鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置 | 3 協議会は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。 | ・障害者差別解消法第18条 |
| 21 あっせんの申立て | <p>1 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの手続の申立てを行うことができる。</p> <p>2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の申立ては、項目18の2項に規定する相談対応を経た後でなければ、することができない。</p> <p>4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。</p> | <p>・意見交換会で、紛争解決制度があると、条例の実効性が増すという意見も踏まえて規定。</p> <p>・県による相談対応で解決しない事案を協議会の審議対象とする。</p> <p>・他の法令により紛争解決が可能な場合は、当該法令が優先適用される。</p> |
| 22 あっせん | <p>1 知事は、項目21の1項又は2項の申立てがあったときは、協議会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。</p> <p>2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、あっせんが当該求めに係る事案の解決に資すると認められない場合を除き、あっせんを行うものとする。</p> | <p>・「事案の解決に資すると認められない場合」としては、他の法令による救済手続がある場合、裁判中の事案や判決により権利関係が確定している場合、事案の発生日から長期間が経過し、事実関係の把握が困難な場合を想定。</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|--------------|---|---|
| 22 あっせん | <p>3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 協議会は、第2項の規定によりあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。</p> | |
| 23 勧告及び公表 | <p>1 協議会は、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案を受諾しないとき又はあっせんに従わないときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるよう勧告することを求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> | <p>・「正当な理由」としては、不利益取扱いを行った者が入院治療を受けて重篤な状況にあるなど、あっせん案を受諾できないやむを得ない理由がある場合などをいう。</p> <p>・公表は県公報により実施する予定。</p> |
| 24 意見陳述機会の付与 | <p>知事は、項目23の3項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> | <p>・公表は鹿児島県行政手続条例の不利益処分には当たらず、当該条例に基づく聴聞手続きは不要であるが、手続きの透明性を確保するため意見を陳述する機会を確保した。</p> |

| 項目 | 条 例 素 案 | 参 考 |
|---------|---|--|
| 25 表彰 | 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会で表彰制度創設に係る要望があったことも踏まえて規定。 ・障害のある人に対する理解の促進や社会的障壁の除去に関して著しく貢献した者を表彰する予定 |
| 26 普及啓発 | 県は、障害のある人に対する県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。 | |

5 雑則

| | | |
|-----------|--|--|
| 27 規則への委任 | この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 | |
|-----------|--|--|

条例の名称について

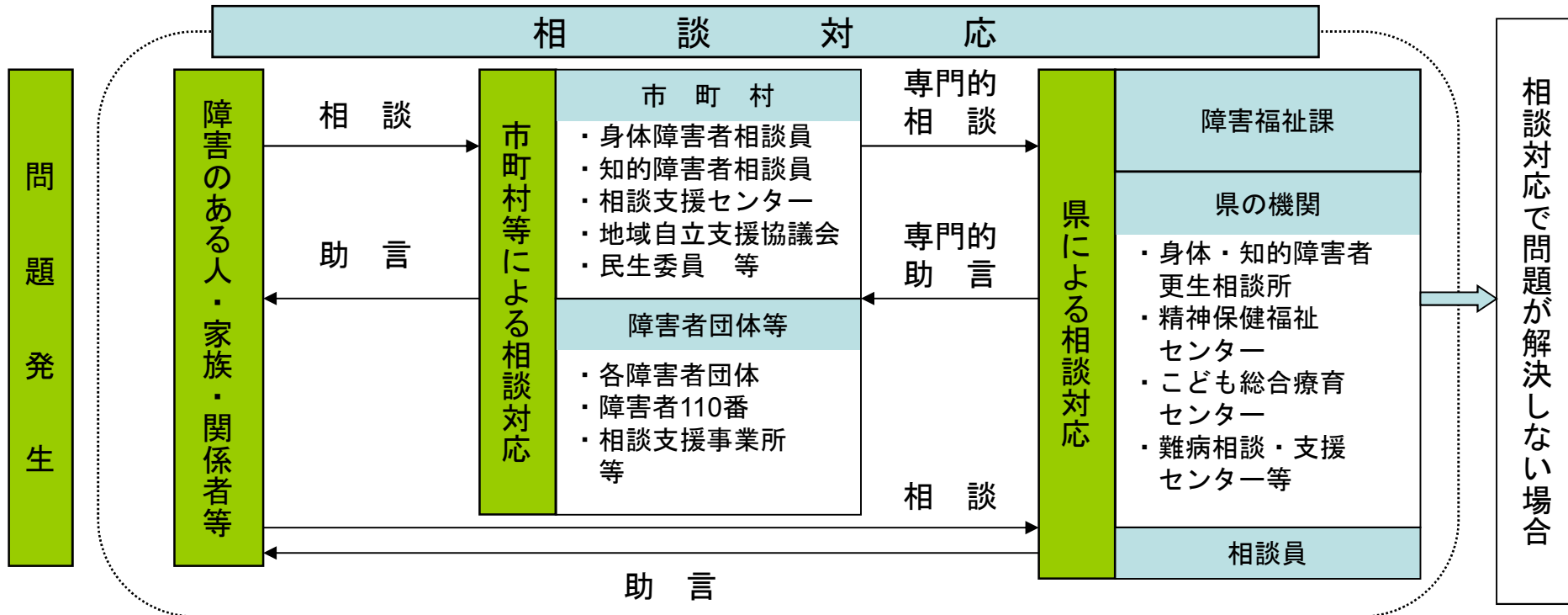
- 現行仮称（知事マニフェスト掲載）
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例
- 北海道
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
- 岩手県
障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例
- 千葉県
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
- 長崎県
障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
- 熊本県
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
- 沖縄県
沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
- さいたま市
障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマラーゼーション条例
- 八王子市
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例
- 法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）の制定スケジュール（案）

| | H25年度 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------|---|----------------------------|---------------------|------------------------|---|----------------------------|---------------------|----|---|-------|---|------------------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 条例制定 スケジュール | | | 差成 別立 解・ 消公 法布 | | 条作 例成 枠組 案 | | 条 例 素 案 作 成 | | | | | | 条 例 公 布 |
| 庁内作業 | 条例枠組・素案の検討 | | | | | | | 条例案の検討 パブリックコメント | | | | | |
| 庁内検討会 (1回目：H25.2.19) | 条例枠組・素案の検討 (3回開催) | | | | ● 第2回検討会 (条例枠組案) | | ● 第3回検討会 (条例素案) | | | | | | |
| 条例検討委員会 (1回目：H25.3.26) | 条例枠組・素案の検討 (3回開催) | | | | ● 第2回委員会 (条例枠組案) | | ● 第3回委員会 (条例素案) | | | | | | |
| 議会 | | | | | | | | | | | 条例案審議 | | |
| 意見交換会等 | 障害者・家族団体等 との意見交換 | | | 障害者・家族団体等 との意見交換 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 教育、福祉、商工等 | | | | | |
| | | | | | | | | 市町村等への説明 | | | | | |
| | 県政モニターアンケート | | | | | | | | | | | | |

※平成26年10月1日施行予定

障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制（案）



紛争解決（障害を理由とする不利益取扱いを対象）

